

# 墨田区消費者ニュース

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20 TEL5608-6184

こんなメールが届いたら要注意、お金を支払う前に相談を！

悩みを聞いてほしい、  
相談にのってくれたら報酬を払う。

お金を受取ってほしい。（例：遺産を受取ってほしい、  
節税のためのお金を渡したい。等）

## 【詐欺的“サクラサイト商法”被害撲滅キャンペーン】

独立行政法人国民生活センター  
<http://www.kokusen.go.jp/>

### 詐欺的“サクラサイト商法”とは？

“サクラサイト”とは、サイト業者に雇われた“サクラ”が異性、芸能人、社長、弁護士、占い師などのキャラクターになりすまして、消費者のさまざまな気持ちを利用し、サイトに誘導します。そこでメール交換等の有料サービスを利用させ、その度に支払いを続けさせるサイトを言います。このような“サクラサイト”でお金を支払ってしまったという相談があとを絶ちません。国民生活センターでは、このような手口を“サクラサイト商法”と呼んでいます。

出前講座

**お声かけください、  
専門の相談員がお伺いします。（無料）**

消費者被害を未然に防止するために、悪質商法や契約のトラブル、消費者被害の実例など、消費生活に関する事について消費生活相談員がお話しします。

【対象】学校の授業、町会や自治会の役員会・老人会・女性部、PTA、福祉関係者、その他自主的な学習グループなどで、10人以上の参加があること。

【申込み】電話でご連絡ください。 **すみだ消費者センター 5608-1516**

なお、実施日時によってはお受けできない場合もあります。

# 有料老人ホーム、3か月以内の退去なら、 「入居一時金」は返還されます！

## 【相談事例】

80歳の父親が今年の5月に有料老人ホームに入居し、その10日後に亡くなった。事業者は、月の利用料20万円については精算するが、前払いで支払った「入居一時金」400万円については返金しないと言う。契約前に業者から「入居一時金は理由を問わず返還しない。」と説明されておらず、僅か10日間の利用で返金されないのは納得できない。

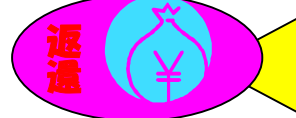
## 【アドバイス】

改正老人福祉法が本年4月1日に施行され、入居者が有料老人ホームを3か月以内に退去する場合、前払いした入居一時金を返還する事が事業者に対し義務付けられました。

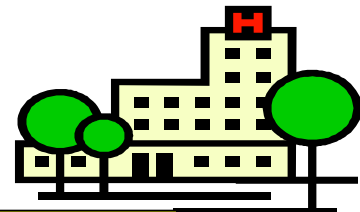
入居者が死亡したり、生活に慣れなかつたりして早期に退去した場合、入居日数に関わらず3か月以内に退去した場合、本法の適用となります。但し、適用となるのは、平成24年4月1日以降の入居者からとなります。

事例の場合、契約日が「平成24年4月1日以降」であることから、解約の理由に関係なく、入居一時金は全額返金されます。ただし、解約日までの家賃、介護や食事などの対価、居室の清掃などの原状回復費用は除きます。平成24年3月31日以前の契約の場合は、法的な強制力はありませんが、国や都道府県の指導指針で同様の「90日ルール」を定めていますので、そのルールを踏まえて業者と交渉する事になります。

なお、入居日数が3か月を超えて退去する場合は、入居一時金の1～3割程度の金額が返還されない事があるので、注意が必要です。



3か月以内に退去



困った時は  
お早めにご相談を

## すみだ消費者センター相談室



まずは電話でご相談ください

**5608-1773**

■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地…墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」駅徒歩7分

